



住居確保給付金

住居確保給付金とは、
住居を安定させて
常用就職を目指す人の
ための給付金です。

支給額	次の金額を上限として、家賃の実費分を支給 (世帯数)1人:37,000円 2人:44,000円 3~5人:48,100円 ※管理費・共益費は対象外
支給期間	3ヶ月
支給方法	貸主等への直接振込
受給中の義務	①ハローワークへの求職申込と毎月2回以上の職業相談を受けること ②自立相談支援員による月4回以上の面接等の支援を受けること ③求人先への週1回以上の応募又は面接を受けること ※受給要件②(2)に該当する方は①、③の義務は求められませんが、副業や転職を視野に入れた職業相談が必要となります。

受給要件

(下記①~⑧の要件全てに当てはまる方が対象となります)

①	離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれのある者であること		
②	(1)申請日において離職等の日から2年以内であること 又は (2)就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること		
③	離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと		
④	申請月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が収入基準額以下であること		
	世帯数	収入基準額(月收入)	
	1人	118,000円(基準額81,000円+家賃上限37,000円)	
	2人	168,000円(基準額124,000円+家賃上限44,000円)	
3人	207,100円(基準額159,000円+家賃上限48,100円)		
※収入には、雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当、公的年金等を含む			
⑤	申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が右の金額以下であること	世帯数	金額
		1人	486,000円
		2人	744,000円
		3人	954,000円
⑥	ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと		
⑦	国の雇用施策による給付(職業訓練受講給付金)または自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと		
⑧	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと		

お問い合わせ先:健康福祉部 福祉課 福祉政策係

電話:0561-76-8139

※その他、生活にお困りの方のご相談もお受けしております。

